

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書

連 結 結 業 度
事 業 年 度
法人名
()

別表七の二付表四 平二十三・四・一以後終了連結事業年度分

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1		個 別 所 得 金 額	9	
	私財提供を受けた金銭の額	2		(別表四の二付表「49の①」) - (7)		
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3		当 期 控 除 額	10	
	計 (1) + (2) + (3)	4		((4)、(8)と(9)のうち少ない金額)		
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	5		連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額	11	
	適用年度終了の時における連結個別資本金等の額 (別表五の二(一)付表「30の④」) (プラスの場合は0)	6	△	(別表七の二付表「7の計」 - 「17の計」)		
	連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「17の計」)	7		連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 から ないものとする金額	12	
	差引欠損金額等 (5) - (6) - (7)	8		((10)と(11)のうち少ない金額)		

連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生連結事業年度	調整前の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額 (別表七の二付表「7」-「17」)	特定連結欠損金個別帰属額の計算		非特定連結欠損金個別帰属額の計算		連結欠損金個別帰属額からないものとする金額 (15) + (17)
		(13)のうち特定連結欠損金個別帰属額 (別表七の二付表「8」-「11」)	特定連結欠損金個別帰属額からないものとする金額 (当該発生連結事業年度の(14)と(12) - 当該発生連結事業年度前の(18)の合計額)のうち少ない金額	(13)のうち非特定連結欠損金個別帰属額 (13) - (14)	非特定連結欠損金個別帰属額からないものとする金額 (当該発生連結事業年度の(16)と(12) - 当該発生連結事業年度前の(18)の合計額 - 当該発生連結事業年度の(15))のうち少ない金額	
	13	14	15	16	17	18
・ ・	円	円	円	円	円	円
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
計						

別表七の二付表四の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合で法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当しない場合又は同条第3項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の法（以下「平成23年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（平成23年旧法第59条第2項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により平成23年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合で平成23年旧法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当しない場合又は同条第3項の規定により平成23年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかこの中に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額5」には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。
- 3 「適用年度終了の時における連結個別資本金等の額6」には、連結法人が平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度において法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合についてのみ記載します。
 - 4 「個別所得金額」⁹（別表四の二付表「49の①」）－(7)の記載に当たっては、震災特例法第23条第6項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算して計算します。
 - 5 「当期控除額」¹⁰（(4)、(8)と(9)のうち少ない金額）には、連結法人が法第81条の3第1項（法第59条第3項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）又は平成23年旧法第81条の3第1項（平成23年旧法第59条第3項の規定により平成23年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、「(4)、」を消します。
- 6 連結法人の法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が平成23年4月1日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結親法人事業年度が同日以後に開始し、かつ、平成23年6月30日前に終了する連結事業年度を含みます。）にあつては、「連結欠損金個別帰属額11」及び「連結欠損金個別帰属額からないものとする金額12」の各欄並びに「連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額の調整」の各欄は、記載を要しません。